

【R6年度1年生及び2・3年生で4月にマイナンバー提出が不要だった世帯】

「就学支援金(R6.7月～R7.6月)」認定(不認定)結果と 授業料無償化制度について

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

「就学支援金（R6.7月～R7.6月）」について、自動判定もしくはオンライン申請により、受給資格の認定（不認定）結果が出ております。結果通知については、東京都教育委員会より郵送となりますので、ご確認ください。

所得制限により、就学支援金が不認定となった場合にも、「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出により、東京都の授業料無償化制度の適用となっております。「授業料減免決定通知書」については、経営企画室より、生徒の皆さんにお渡ししておりますので、ご確認お願いいたします。

今後（来年度）のお手続きについて

1. 就学支援金が「認定」となった

→来年度分（R7.7月～R8.6月）について自動判定（**手続き不要**）

2. 就学支援金が「不認定」となった

→R7.4月 …「**授業料通信教育受講料減免申請書**」を提出

R7.7月頃…第2回就学支援金（7月～翌6月）の**オンライン申請手続き**
（手続きの時期や方法が変更になる場合もあります）

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

東京都立大泉高等学校
経営企画室（担当：有働）
TEL：03-3924-0318